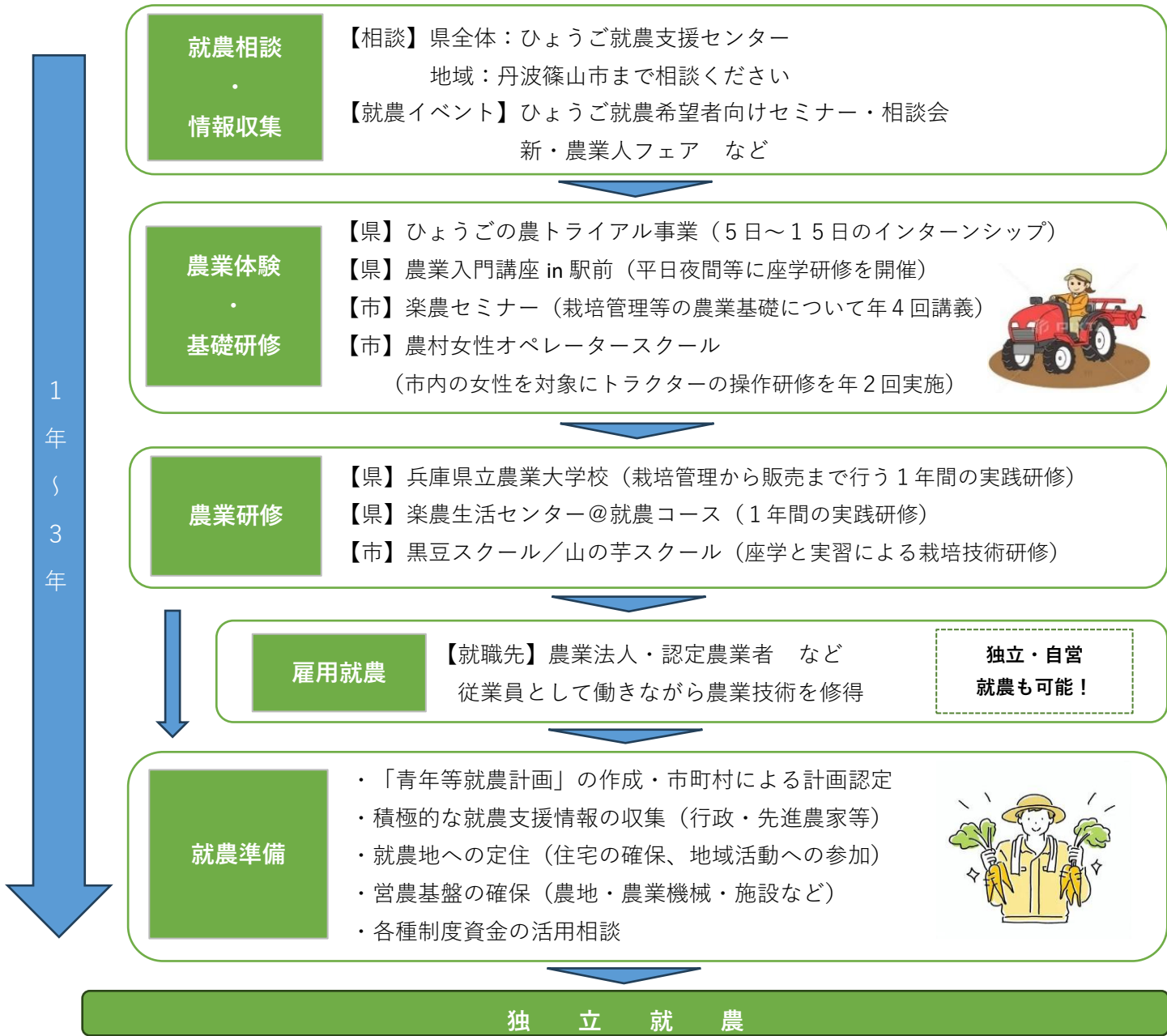


# 丹波篠山市 新規就農までの流れ



## ◆ 認定新規就農者制度

新たに農業を始める人が作成する青年等就農計画を市長が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる国の制度です。

## ◆ 青年等就農計画

農業経営開始から5年間の青年等就農計画を策定（農業所得：200万円以上、年間労働：1,800時間）

### 【対象者】

1. 青年：原則18歳以上45歳未満
2. 効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）  
（商工業等の事業の経営管理、農業又は、農業に関連する事業に3年以上従事した者など）
3. 上記に該当し、農業に従事すると認められる者が役員のお半数を占める法人
4. 農業経営を開始して5年以内の者（認定農業者を除く）

## ◆ ”農業経営開始”に該当する行為

1. 就農希望者が農地を確保した日（農地法による農地の購入日、貸し借りによる利用権の設定日）
2. 就農希望者が農業経営に係る費用を初めて支出した日（苗・肥料・機械設備の購入など）
3. 就農希望者が農畜産物を初めて販売した日

※親族名義の土地の耕作、親族名義で経費を支出・農産物の販売、農業用口座の新規開設は”準備行為”とみなす

# 新規就農者を支援する補助事業など



## 研修：技術・知識習得の支援

### ◆ 地域の農家の元で研修を受ける

#### ①：就農準備資金（国）

交付金額：165万円／年間

研修期間：最長2年間

※研修機関：農業大学校、市内先進農家など

#### 【交付要件】

- ・就農時に49歳以下
- ・県が認める研修機関で1年以上かつ年間1200時間の研修
- ・前年の世帯所得が600万円以下
- 【就農後の要件】就農後5年以内に以下を行うこと
- ・独立・自営就農し「認定新規就農者」「認定農業者」になる
- ・雇用就農または経営継承する

## 独立就農または経営継承する際の支援

### ◆ 経営初期の資金の助成

#### ②：経営開始資金（国）

交付金額：165万円／年間

支援期間：最長3年間

※夫婦で就農する場合：交付金額の1.5倍を助成

#### 【交付要件】

- ・独立・自営就農する49歳以下の「認定新規就農者」
- ・前年の世帯所得が600万円以下
- ・目標地図に位置づけられていること
- ・経営継承の場合：新規就農者と同等のリスクのある経営発展の取組みを行うこと（新品目や新技術の導入、経営の多角化）

### ◆ 機械・施設等の導入の助成

#### ③：経営発展支援事業（国）

補助上限：1000万円

補助率：国1/2、県1/4、自己負担1/4

※②経営開始資金の受給者は補助上限500万円

#### 【交付要件】

- ・独立・自営就農する49歳以下の「認定新規就農者」
- ・事業実施年度とその前年度に経営開始した者
- ・親元就農の場合：農業経営に従事後5年以内に経営継承
- ・継承する農業経営を発展すること（売上1割増など）
- ・自己負担分について金融機関から融資を受けていること

#### ④：新規就農者チャレンジ事業（国）

##### 【主な事業内容】

- (1)農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- (2)機械・施設等の導入（中古可）

補助上限：個人1,500万円以内

補助率：3/10以内

#### 【交付要件】

- ・独立・自営就農する65歳未満の「認定新規就農者」
- ・地域計画に関する要件を満たしていること
- ・園芸施設共済、農機具共済への加入
- ・その他要件あり

※経営開始資金との同時受給は不可（受給終了後は活用可）

### ◆ 新規就農者の定着・農業経営の促進を支援

#### ⑤：青年等就農資金（日本政策金融公庫）

貸付限度額：3700万円（特認：1億円）

貸付利子：無利子・無担保

#### 【要件】「認定新規就農者」

【対象事業】・農業機械・施設の取得（農地取得は除く）  
・運転資金（種苗・肥料・農薬の資材費など）

【償還期間】17年以内（うち据置期間：5年以内）

#### ⑥：農業施設貸与事業（JA）

補助上限：1/2（上限2500万円）

#### 【要件】「認定新規就農者」

【対象事業】(1)園芸施設 (2)施設と同時購入する設備等

※農業法人やUJIターン者など活用可能な要件が別途あり

### ◆ 研修を実施する先進農家を支援する

#### ⑦：雇用就農資金（全国農業会議所）

50歳未満の就農希望者を新規雇用し独立就農に必要な実践研修を実施する農場法人等を支援

詳細はこちら



### ◆ 農地の貸し借りについて

#### ⑧：農地中間管理事業

農地の貸し借りの申し込み、相談は市役所へお問い合わせください

市HPはこちら



【問い合わせ先】認定新規就農者・各種補助制度・農地の貸し借りについて

丹波篠山市役所農都政策課 TEL：079-552-1114（直通）